

松阪市不妊・不育症治療費自己負担額助成事業のご案内

不妊・不育症治療を受けている方の経済的な負担を軽減するため、治療費の自己負担額に対して費用の一部を助成します。

●対象となる方(次のすべての要件を満たしている方)

- ・日本国内の医療機関において不妊・不育症治療を行った夫婦または事実婚の夫婦
- ・治療期間および助成金申請日において松阪市内に住所を有している夫婦(どちらか一方でも可)
- ・助成を申請する治療開始時の妻の年齢が43歳未満の夫婦

●対象となる治療

- ・医師が必要と認めた一般不妊治療(人工授精等)・特定不妊治療(体外受精・顕微授精)・不育症治療
- ・治療開始日が令和8年4月1日以降のもの

●助成の内容

- ・保険適用・適用外を問わず治療費の自己負担額に対して助成
- ・助成額: 上限5万円(夫婦合算で助成)
- ・申請回数: 1年度あたり1回(年度内に受けた治療費をまとめて申請)
- ・申請期限: 治療終了日の属する年度の翌年度9月末まで(窓口または郵送)
 - ※申請が間に合わない場合はご相談ください。
 - ※郵送の場合、消印日が申請日となります。

[助成対象外となるもの]

- ・入院時の差額ベッド代、食事代、文書料等の費用
- ・不妊治療開始前の検査、検診目的で受けたブライダルチェック・サプリメント代等
- ・高額療養費、医療保険の付加給付、松阪市特定不妊治療費助成事業等の交付を受けた額
- ・他の地方公共団体で助成を受けた額

●申請書類(すべて原本が必要です)



| 必要な書類 | 法律婚 | | | 事実婚 |
|------------------------------|------|-------|-------|-----|
| | 同一世帯 | 市内別世帯 | 一方が市外 | |
| ① 松阪市不妊・不育症治療費自己負担額助成金交付申請書 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ② 松阪市不妊・不育症治療費自己負担額助成金受診等証明書 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ③ 医療機関発行の領収書 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ④ 住民票(発行日から3か月以内) | | | ○ | ○ |
| ⑤ 戸籍謄本(発行日から3か月以内) | | ○ | ○ | ○ |
| ⑥ 申立書・意向書(お問い合わせください) | | | | ○ |

<以下のものもご持参ください>

- ※夫婦の医療保険の資格情報を確認できるもの(資格確認書、マイナポータルの資格情報画面コピーなど)
- ※給付決定通知書(医療保険組合の高額療養費やその他の給付を受けている場合のみ)

●ご注意ください●

助成金を申請される方で、確定申告の医療費控除を予定している方は、先に一般不妊治療費の助成を受けた後に、確定申告をしてください。これは、決定された助成額を差し引いた額が医療費控除の対象額となるためです。

●申請先及び問い合わせ先

| 申請場所 | 所在地 | 電話番号 |
|---------------------------|--------------------------|---------------|
| こども家庭センター (健康センターはるる内) | 〒515-0078 松阪市春日町一丁目19番地 | (0598)20-8087 |
| 嬉野保健センター | 〒515-2324 松阪市嬉野町1434番地 | (0598)48-3812 |
| 飯南地域振興局地域住民課 | 〒515-1411 松阪市飯南町粥見3950番地 | (0598)32-8020 |
| 飯高地域振興局地域住民課 | 〒515-1592 松阪市飯高町宮前180番地 | (0598)46-7112 |